

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

○建築物省エネ法第12条第1項及び第13条第2項（新規）

区分		床面積* ¹	手数料
法第35条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合で、法第34条第3項に規定する他の建築物		300㎡～1,000㎡未満	17,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	80,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	126,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	158,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	198,000円
		50,000㎡以上	237,000円
モデル建物法	工場等* ² 以外	300㎡～1,000㎡未満	109,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	144,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	233,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	303,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	365,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	428,000円
		50,000㎡以上	491,000円
	工場等	300㎡～1,000㎡未満	27,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	38,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	94,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	141,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	175,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	217,000円
		50,000㎡以上	259,000円
モデル建物法以外	工場等以外	300㎡～1,000㎡未満	280,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	362,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	516,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	636,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	751,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	857,000円
		50,000㎡以上	963,000円
	工場等	300㎡～1,000㎡未満	31,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	43,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	101,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	149,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	183,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	227,000円
		50,000㎡以上	270,000円

* 1 床面積 建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積

* 2 工場等 建築物の用途が次に示す用途であるもの

- | |
|---|
| ①工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの
②水産物の増殖場若しくは養殖場 ③倉庫 ④卸売市場 |
|---|

○建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項（変更）

区分		床面積*1	手数料	
法第35条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合で、法第34条第3項に規定する他の建築物	増加床面積*2なし	300㎡～1,000㎡未満	9,000円	
		1,000㎡～2,000㎡未満	14,000円	
		2,000㎡～5,000㎡未満	40,000円	
		5,000㎡～10,000㎡未満	63,000円	
		10,000㎡～25,000㎡未満	80,000円	
		25,000㎡～50,000㎡未満	99,000円	
		50,000㎡以上	119,000円	
	増加床面積*2あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
		・増加床面積300㎡未満	+10,000円	
		・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+17,000円	
		・増加床面積1,000㎡～2,000㎡未満	+27,000円	
		・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+80,000円	
		・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+126,000円	
		・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+158,000円	
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+198,000円			
・増加床面積50,000㎡以上	+237,000円			
モデル建物法	工場等以外	増加床面積*3なし	300㎡～1,000㎡未満	57,000円
			1,000㎡～2,000㎡未満	72,000円
			2,000㎡～5,000㎡未満	117,000円
			5,000㎡～10,000㎡未満	152,000円
			10,000㎡～25,000㎡未満	183,000円
			25,000㎡～50,000㎡未満	214,000円
			50,000㎡以上	246,000円
	増加床面積*3あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
		・増加床面積300㎡未満	+86,000円	
		・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+109,000円	
		・増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+144,000円	
		・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+233,000円	
		・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+303,000円	
		・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+365,000円	
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+428,000円			
・増加床面積50,000㎡以上	+491,000円			
工場等	増加床面積*3なし	300㎡～1,000㎡未満	14,000円	
		1,000㎡～2,000㎡未満	19,000円	
		2,000㎡～5,000㎡未満	47,000円	
		5,000㎡～10,000㎡未満	71,000円	
		10,000㎡～25,000㎡未満	88,000円	
		25,000㎡～50,000㎡未満	109,000円	
		50,000㎡以上	130,000円	
	増加床面積*3あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
		・増加床面積300㎡未満	+19,000円	
		・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+27,000円	
		・増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+38,000円	
		・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+94,000円	
		・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+141,000円	
		・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+175,000円	
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+217,000円			
・増加床面積50,000㎡以上	+259,000円			

○建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項（変更）

区 分		床面積* ¹	手数料		
モデル建物法 以外	工場等以外	増加床面積* ³ なし	300㎡～1,000㎡未満	141,000円	
			1,000㎡～2,000㎡未満	181,000円	
			2,000㎡～5,000㎡未満	258,000円	
			5,000㎡～10,000㎡未満	318,000円	
			10,000㎡～25,000㎡未満	376,000円	
			25,000㎡～50,000㎡未満	429,000円	
			50,000㎡以上	482,000円	
		増加床面積* ³ あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
			・増加床面積300㎡未満	+224,000円	
			・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+280,000円	
			・増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+362,000円	
			・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+516,000円	
			・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+636,000円	
			・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+751,000円	
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+857,000円				
・増加床面積50,000㎡以上	+963,000円				
工場等	増加床面積* ³ なし	300㎡～1,000㎡未満	16,000円		
		1,000㎡～2,000㎡未満	22,000円		
		2,000㎡～5,000㎡未満	51,000円		
		5,000㎡～10,000㎡未満	75,000円		
		10,000㎡～25,000㎡未満	92,000円		
		25,000㎡～50,000㎡未満	114,000円		
		50,000㎡以上	135,000円		
	増加床面積* ³ あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額			
		・増加床面積300㎡未満	+23,000円		
		・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+31,000円		
		・増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+43,000円		
		・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+101,000円		
		・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+149,000円		
		・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+183,000円		
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+227,000円				
・増加床面積50,000㎡以上	+270,000円				

- * 1 床面積：建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積
（既に適判を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。）
- * 2 増加床面積：他の建築物の非住宅部分床面積の増加する部分の床面積
- * 3 増加床面積：非住宅部分床面積の増加する部分の床面積

○建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明

軽微な変更に関する証明書の交付	建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項（変更）に定める額
-----------------	----------------------------------